

.....

ベストカード特約

.....

第1条 (名称)

ベストカード (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社ヤマダデンキ (以下「ベスト電器」といいます。)と株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。)が提携して当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条 (本会員及び家族会員)

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、ベスト電器を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員 (以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条 (年会費)

本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、無料とします。

第4条 (ベスト電器でのカードショッピングの支払金の支払方法)

- 1.会員が、本カードをベスト電器で翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。

【別表1】

=====							
(a)支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回
=====							
(b)支払期間 (ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12
=====							
(c)実質年率 (%)	0.00	0.00	10.25	11.50	11.75	12.25	12.50
=====							
(d)利用代金 100円							
当たりの回数指定							
分割払手数料の額 (円)	0.00	0.00	1.71	2.85	3.42	5.70	6.84
=====							
=====							
(a)支払回数	15回	18回	20回	24回	30回	36回	
=====							
(b)支払期間 (ヶ月)	15	18	20	24	30	36	
=====							
(c)実質年率 (%)	12.75	12.75	12.75	12.75	12.75	12.75	
=====							
(d)利用代金 100円							
当たりの回数指定							
分割払手数料の額 (円)	8.55	10.26	11.40	13.68	17.10	20.52	

(a)支払回数	ボーナス1回	ボーナス2回
(b)支払期間(ヶ月)	2~9	6~14
(c)実質年率(%)	0.00	8.50~18.00
(d)利用代金100円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	0.00	5.30

2.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表1の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格 50,000 円 10 回払の場合

●支払総額

$50,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} \times (5.7 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 52,850 \text{ 円}$

●月々の分割支払金

$52,850 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 5,285 \text{ 円}$

3. (1)会員が残高スライド元金定額リボルビング払を指定した場合、毎月の弁済金の支払元金は当社が設定した金額のうちから当社又は会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して、ベスト電器各店舗での利用については、1.19%を乗じた額とし、ベスト電器以外の加盟店での利用については、1.40%を乗じた額とします。

●包括購入あっせんの手数料の料率

(A)ベスト電器各店舗利用時の実質年率 14.28%

(B)ベスト電器以外の加盟店利用時の実質年率 16.80%

(2)弁済金の額の具体的算定例は次のとおりです。

(例)毎月の支払元金が 5,000 円の場合で、利用残高が 110,000 円のと

●利用残高

110,000 円

(内訳)

(A)ベスト電器での利用残高

60,000 円

(B)ベスト電器以外の加盟店での利用残高

50,000 円

●支払元金

5,000 円

●包括信用購入あっせんの手数料

(A) $60,000 \text{ 円} \times 14.28\% / 12 \text{ ヶ月} = 714 \text{ 円}$

(B) $50,000 \text{ 円} \times 16.80\% / 12 \text{ ヶ月} = 700 \text{ 円}$

(A)714 円+(B)700 円=1,414 円

●弁済金

5,000 円+1,414 円=6,414 円

第 5 条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。